Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年6月28日物流·自動車局貨物流通事業課

「標準的運賃」に係る実態調査結果の公表

~ 「標準的運賃」の浸透・活用状況等について調査を実施 ~

国土交通省物流・自動車局では、令和2年4月に告示した「標準的運賃」の活用状況等について、トラック運送事業者及び荷主企業を対象にアンケート調査を実施しました。この度、調査結果をとりまとめましたので公表します。

平成30年に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(平成30年法律第96号)に基づき、<u>運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃収受を支援</u>するため、令和2年4月に「標準的運賃」を告示しました。

今般、<u>トラック運送事業者における制度の活用状況などの把握</u>を行うことを目的として、原価計算の実施状況、標準的運賃の運賃交渉への活用状況、交渉の結果等について、 アンケート調査を実施し、結果を取りまとめましたのでお知らせします。

【調査結果の概要】

1. 調査期間

令和6年1月22日~3月10日

2. 調査方法

事業者及び荷主に対するアンケート

3. 調査対象

公益社団法人全日本トラック協会の会員事業者 及び ホワイト物流推進運動に おいて把握した荷主企業

4. 調査結果(概要)

- <u>今回の調査(令和5年度)では、</u>運賃交渉を行ったトラック事業者は約71%、このうち荷主から一定の理解を得られた事業者は約75%。即ち、事業者全体のうち 運賃交渉について荷主から一定の理解を得られた事業者は約53%であった。
- <u>令和2年度の初めに「標準的運賃」を告示して以降、</u>3年目の令和4年度に運賃 交渉について<u>荷主の理解を得られた事業者は約43%</u>であったものが、4年目の<u>令</u> <u>和5年度に約53%と10%増</u>となった。
- 〇 実勢運賃水準として、<u>令和4年度は「標準的運賃」の8割以上収受できた事業者が約45%</u>であったものが、<u>令和5年度では約50%</u>であった。

【問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 平田・増田

TEL:03-5253-8111 (内線:41333)、03-5253-8575 (直通)